令和８年度　仙台市保育所等におけるＩＣＴ化推進事業等補助金　募集要項

１　目的

保育所等における様々な事務作業について、ＩＣＴを活用し効率化することで、職員の負担軽減と労働環境の改善を図り、保育士等の離職防止と保育の質の向上に繋げるとともに、午睡中の事故防止等のための機器を導入することにより、安全な保育環境の構築を図ることを目的とします。

２　支援内容

（１）ＩＣＴ化推進事業

● 対象事業

保育士等の業務負担を軽減するため、以下の①から④までに掲げる機能を有するシステム※を導入する事業とします。

① 保育に係る計画・記録に関する機能
② 園児の登園及び降園の管理に関する機能
③ 保護者との連絡に関する機能
④ キャッシュレス決済に関する機能

なお、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができます。

※上記①から④までの機能のうち、１以上の機能を新たに導入する事業が補助の対象となります。ただし、過去に補助金による支援を受けたか否かにかかわらず、既に導入している端末又はシステムの更新若しくは買替えに要する費用及び導入済みのシステムへの機能追加に要する費用は、原則として補助の対象となりません。

※前記の「導入済みのシステムへの機能追加」については、次の場合に限り、当該機能を新たに導入するために必要な費用を補助対象とします。

・①から③のうち１以上の機能を導入済みの施設が、新たに④キャッシュレス決済に関する機能を導入する場合

● 補助対象経費

上記に掲げる機能を有するシステムを導入するために要した初期費用

・機器及びソフトウェア等の購入費
・システム使用料及びリース料（ただし、システムを導入した年度内の分に限る。）
・インターネット環境の整備費
・工事費

※消費税及び地方消費税を含みます。

※機器等のカバー等の各種アクセサリー類、翌年度以降のシステム使用料及びリース料、購入費等の振込手数料、分割払い手数料及び金利は、対象経費に含みません。

※上記の初期費用が、本市以外からの補助を含め、他の事業等による補助金の対象経費となっている場合、本補助金の対象経費に含むことはできません。

● 補助基準額及び補助額（上限）

（ア）端末購入を行わない場合　　（単位：千円）

対象機能のうち導入する機能数	補助基準額	補助率	補助上限額
１機能を導入する場合	200	3/4	150
２機能を導入する場合	400	3/4	300
３機能を導入する場合	600	3/4	450

４機能を導入する場合	800	3/4	600

（イ）端末購入を行う場合　　（単位：千円）

対象機能のうち導入する機能数	補助基準額	補助率	補助上限額
１機能を導入する場合	700	3/4	525
２機能を導入する場合	900	3/4	675
３機能を導入する場合	1,100	3/4	825
４機能を導入する場合	1,300	3/4	975

● **その他留意事項**

・**本補助金による補助を受けてシステムの導入等を行った年度は、公定価格上の「保育ICT推進加算」の対象となりませんので、ご留意ください。**

・②園児の登園及び降園の管理に関する機能を導入する場合、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画にシステムを活用した安全管理の取組について明記してください。

・システムを導入した保育所等は、実績報告書と併せて別紙導入効果等報告書を提出し、システム稼働後の効果検証結果を報告していただきますので、効果検証に必要な稼働期間が確保できるスケジュールで導入を進めてください。また、ＩＣＴ化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めてください。報告いただいた効果等は、こども家庭庁にてとりまとめのうえ、公表される予定ですので、ご留意ください。

・導入事例等について、以下の資料およびホームページを参照のうえ、導入にあたって参考としてください。

・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和３年３月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/4f505001/20231016_policies_hoiku_83.pdf

・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集」（令和４年３月）
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/05ff6131/20231016_policies_hoiku_84.pdf

（２）安全対策事業（睡眠中の事故防止対策のための事業）

● **対象事業**

安全対策として、乳幼児の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業とします。対象児童については０～２歳の児童としますが、発育状況等により機器使用の必要性があると認められる場合は、３歳以上の児童も対象とします。

● **補助対象経費**

睡眠中の児童の体動や体の向きを検知するなどの機能を持つ機器その他これらと同等の機能をもつ機器（例：午睡チェック、無呼吸アラームなど）の導入（購入費、リース料等）に関する費用の一部を補助します。

※購入費等の振込手数料、分割払い手数料及び金利は、対象経費に含みません。

※上記の導入に関する費用が、本市以外からの補助を含め、他の事業等による補助金の対象経費となっている場合、本補助金の対象経費に含むことはできません。

※機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象経費に含みません。

● **補助基準額及び補助額（上限）**

補助基準額：１施設あたり500千円×補助割合：３/４

⇒補助上限額375千円（国250千円、市125千円）

（３）安全対策事業（ＩＣＴを活用した子どもの見守りのための事業）

● **対象事業**

安全対策として、ＧＰＳやＢＬＥにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器の購入等を行う事業とします。

● **補助対象経費**

ＧＰＳやＢＬＥにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動時等の子どもの見守りに資する機器の導入（購入費、リース料等）に関する費用の一部を補助します。

※購入費等の振込手数料、分割払い手数料及び金利は、対象経費に含みません。

※上記の導入に関する費用が、本市以外からの補助を含め、他の事業等による補助金の対象経費となっている場合、本補助金の対象経費に含むことはできません。

※機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合、及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象経費に含みません。

● **補助基準額及び補助額（上限）**

補助基準額：１施設あたり200千円×補助割合：３/４

⇒補助上限額150千円（国100千円、市50千円）

３　申請要件

（１）令和８年４月１日から令和９年３月31日までにシステム又は機器類の導入及び支払いを完了し、本募集要項に定める期限までに実績報告書を提出することが可能な保育所等。

※「（１）ＩＣＴ化推進事業」については、実績報告書と併せて導入効果等報告書の提出が必要です。システム導入後の効果検証結果を記載するものですので、効果検証に必要な稼働期間（テスト稼働含む）を確保できるスケジュールで導入してください。

（２）市税を滞納していないこと。

※市税の滞納がある場合は不交付決定となり補助金を交付できませんので、ご留意ください。

（３）暴力団等と関係を有していないこと。

４　申請期間・方法等

（１）申請期間

令和８年10月29日（木）～令和８年11月20日（金）　※必着

（２）応募方法

以下のWebフォームより必要書類をまとめたZIPファイルを提出してください。

https://logoform.jp/form/3PrJ/1862835

※ZIPファイル名は**「提出日_施設名_補助メニュー番号」（例：20261101_〇〇保育園_①）**としてください。

【補助メニュー番号】

① ＩＣＴ化推進事業

② 安全対策事業（睡眠中の事故防止対策のための事業）

③ 安全対策事業（ＩＣＴを活用した子どもの見守りのための事業）

※申請書は、施設ごと、かつ、補助メニューごとに作成し、必要書類とともに、それぞれ1つのZIPファイルにまとめてご提出ください。複数の施設又は複数の補助メニューに係る申請書等

を、1つのZIPファイルにまとめて提出することはできません。

（3）必要書類

＜共通＞

- ＩＣＴ化推進事業等補助金交付申請書
- ＩＣＴ化推進事業等補助金実施計画書
- 担当者届

＜ＩＣＴ化推進事業＞

- システム導入から運用開始までの工程について確認できる資料
- システム導入に係る費用について確認できる資料（見積書等）
- システムに搭載する機能が確認できる資料（パンフレット等）
- 交付申請額計算書

＜安全対策事業（睡眠中の事故防止対策・ＩＣＴを活用した子どもの見守り）＞

- 機器の導入に係る費用について確認できる資料（見積書等）
- 機器の機能について詳細に確認できる資料（パンフレット等）

（4）その他

- **【重要】本補助金は本市の予算の範囲内での交付となります。申請額の合計が予算額を超過した際には、補助金額を募集要項に定める額からの減額や申請内容等に基づき選考する場合がございますので、あらかじめご了承ください。**
- 提出された書類は、返却しません。また、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「仙台市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- **本補助金の実施期間は令和８年度までの予定となっておりますので、対象機器の導入をご検討中の皆様におかれましては、遺漏なく交付申請をしていただきますよう、お願いいたします。**

５　支援終了後の提出書類について

機器類の導入が終了した後は、速やかに実績報告書を提出してください。ＩＣＴ化推進事業については、実績報告書と併せてシステム稼働後の効果を記入した別紙導入効果等報告書の提出が必要です。

報告書提出の詳細については、別途ご案内します。

【事業の流れ（予定）】

時期	市の手続き関係	必要書類
令和８年 10 月 29 日～ 11 月 20 日	申請書類の提出（申請者⇒市） 申請書類の内容確認	交付申請書 実施計画書 その他必要書類
令和８年 12 月中	★補助金交付・不交付決定、通知（市⇒申請者） ※市税の滞納がある場合には不交付決定となります。	
令和９年２月 26 日まで	実績報告書提出（申請者⇒市） ※２月 19 日までに支払いが完了した分 ※これ以前に支払いが完了しているものについては、支払い	実績報告書

	が完了した日の属する翌月末日までに随時提出。	
令和９年３月 31 日まで	実績報告書提出（申請者⇒市） ※２月 20 日以降支払いが完了した分	〃
実績報告後随時～ 令和９年５月まで	補助金交付（市⇒申請者）	請求書

【問い合わせ先】
仙台市こども若者局幼稚園・保育部幼保企画課　河田
電話：022-214-8753
メールアドレス：kod006162@city.sendai.jp